

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
5月20日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課)……………三

下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三

○公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………三



山口県告示第百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年五月二十日から同年六月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 氏名又は名称 東ソー株式会社
- 住 所 周南市開成町四五六〇番地

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 名称 東ソー株式会社南陽事業所
- 所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 (m^3 /日)	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日	使用時間 間隔 連 続 時 間 変 動
二七〇イ	四六	平成二八、 六、一三	平成二八、 六、二七	平成二八、 六、二八	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二七〇イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する過施設をいう。

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	
	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)
鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	中 和 処 理 施 設		総 合 排 水 処 理 施 設	
	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
項 目	水素イオン濃度 (水素指数)	二	七	八
	化学的酸素要求量 (mg/l)	二	三	三
汚 染 状 態 の 値	浮遊物質質量 (mg/l)	一〇	二	一〇
	鉍油類 (mg/l)	三・五 検出せず	九	二・八〇
室 態 の 値	窒素 (mg/l)	一・五	二・二	一・三
	リン (mg/l)	〇・〇四	〇・〇六	〇・二
汚 水 等 の 量	通 常 最 大	四 六	四 六	二、九四五、〇二六
汚 水 等 の 量	通 常 最 大	四 六	四 六	二、九四五、一〇四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
中 和 沈 殿 処 理 槽	コ ン ク リ ー ト 製	八 〇 〇	中 和 ・ 沈 殿	連 続	二 四 時 間	概 変 動 な し	平 成 二 八、 六、 一 三	平 成 二 八、 六、 二 七	平 成 二 八、 六、 二 八
総 合 排 水 処 理 施 設	堰 田	三、 八 四 〇、 〇 〇 〇	沈 殿	〃	〃	〃	(既 設)		

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値								
	通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)							
水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)							
窒素 (mg/l)	リン (mg/l)								
二七ーイ	二	二	一〇	三・五	一・五	二・三	〇・〇四	〇・〇六	四 六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 2	No. 1
排水口	排水口
〃	八
〃	九、六
三	二・五
五	四・三
一〇	六
二〇	一三
〃	一
一・三	〇・九
二・二	一・二
〃	〇・一
〃	〇・二
二、九四五、〇二六	一四〇、四〇〇
二、九四五、〇二六	一四〇、四〇〇

山口県告示第百五十五号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十八年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 対象船舶

山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項三に掲げる海域を操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第一号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。)

二 申請期間

平成二十八年六月十七日から同年七月一日まで

山口県告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・四・十八高尾旭線

下関都市計画道路事業三・四・五十七武久幡生本町線

三 事業施行期間

平成二十五年五月十四日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

下関市幡生本町及び幡生新町



(二〇七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年五月二十日から同年九月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下関大和店

所在地 下関市大和町二丁目一四の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三番三三号 代表者の氏名 辻田 泰徳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	佐藤 隆	辻田 泰徳

四 届出年月日

平成二十八年五月二日

五 変更年月日

平成二十八年四月一日

(二〇八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年五月二十日から同年九月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス周東店

所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三番三号 辻田 泰徳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	佐藤 隆	辻田 泰徳

四 届出年月日

平成二十八年五月二日

五 変更年月日

平成二十八年四月一日

平成二十八年五月二十日印刷
平成二十八年五月二十日発行

発行人所

山口県知事